

「建設業における時間外労働の上限規制への対応等に係るアンケート調査」結果概要

R6.1月 新潟県土木部監理課

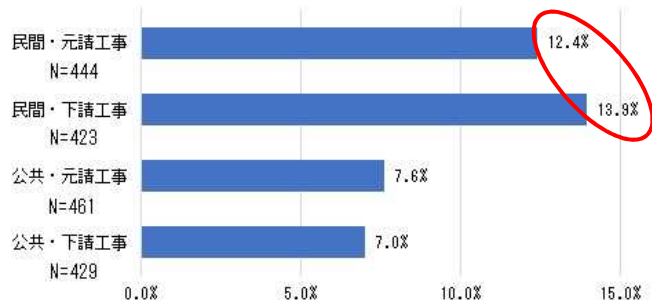
■調査対象：県内建設企業 1,000 社
■調査期間：R5. 11. 27～R5. 12. 20

■調査方法：電子申請システムで回答
■回答数：512 社（回答率 51.2%）

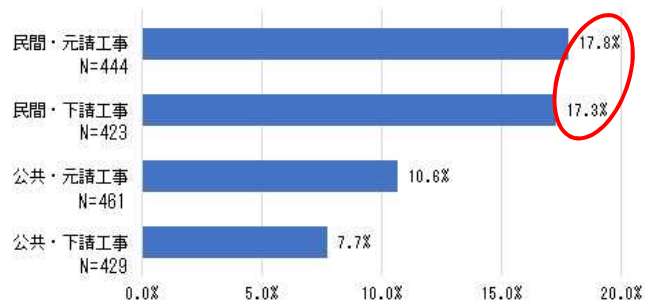
【短い工期の状況】 ※以下いずれの問いも過去 1 年間の状況

○公共工事と比べ、民間工事において短い工期の工事が発生する割合が高くなっている。

著しく短い工期の工事が 1 件でもあった

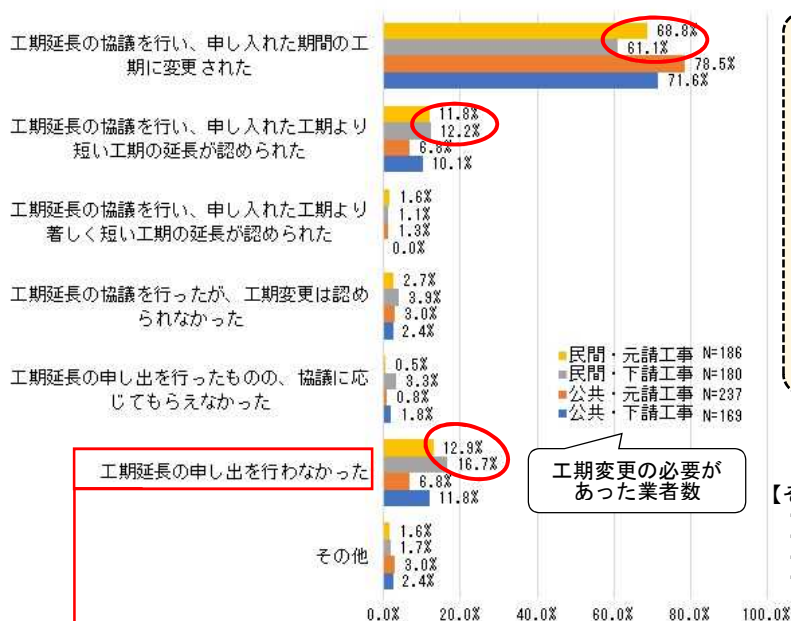


短い工期の工事が一定数あった



【工期変更協議の状況（確認申請の遅れ、追加工事、設計変更により工程遅延が発生した場合）】

工期変更協議の状況

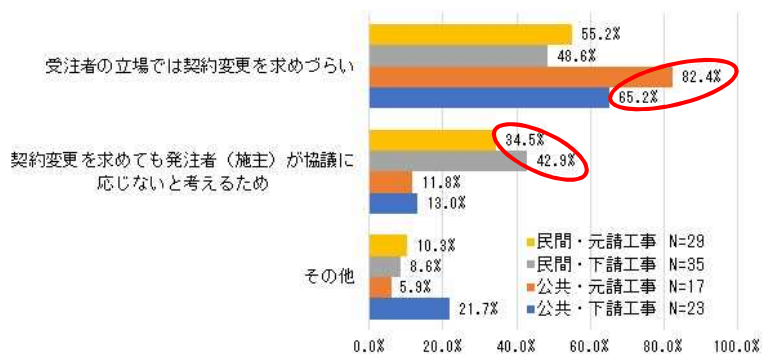


○公共工事と比べ、民間工事において、申し入れたとおりに工期が変更される割合が低くなっており、申し入れた工期よりも短い工期延長が認められる割合が高くなっている。
○公共工事と比べ、民間工事において工期延長の申し出を行わなかった割合が高くなっている。

【その他】

- ・工期延長について都度、協議を実施。・概ね順調に進んだ。
- ・認められた場合と認められなかった場合があった。
- ・施工の都合で工期延長があった。
- ・変更協議中 ・設備の単独工事でない限り、ゼネコン次第。等

工期変更の申し出を行わなかった理由



○工期変更の申し出を行わなかった理由は、公共工事では「受注者の立場では契約変更を求めづらい」が特に高い割合を占めている一方、民間工事では「契約変更を求めても発注者（施主）が協議に応じないと考える」も比較的高い割合を占めている。

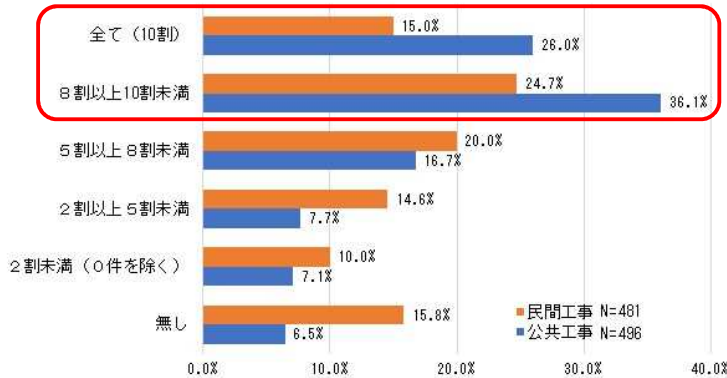
【その他】

- ・工期変更ではなく、人員増強で対応。
- ・工期変更できる立場にない。・下請だから。
- ・年度繰越を発注者が認めない事例がある。等

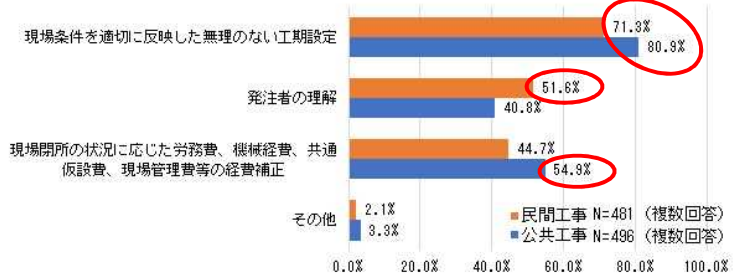
【週休2日工事の状況】

- 8割以上が「週休2日工事」とした割合は、民間工事で39.7%、公共工事で62.1%となっている。
- 週休2日制を導入するために重要なこととして、「無理のない工期設定」が高い割合を占めているほか、民間工事では「発注者の理解」、公共工事では「経費補正」も5割以上を占めている。

受注工事における週休2日の割合



週休2日制を導入するために重要なこと

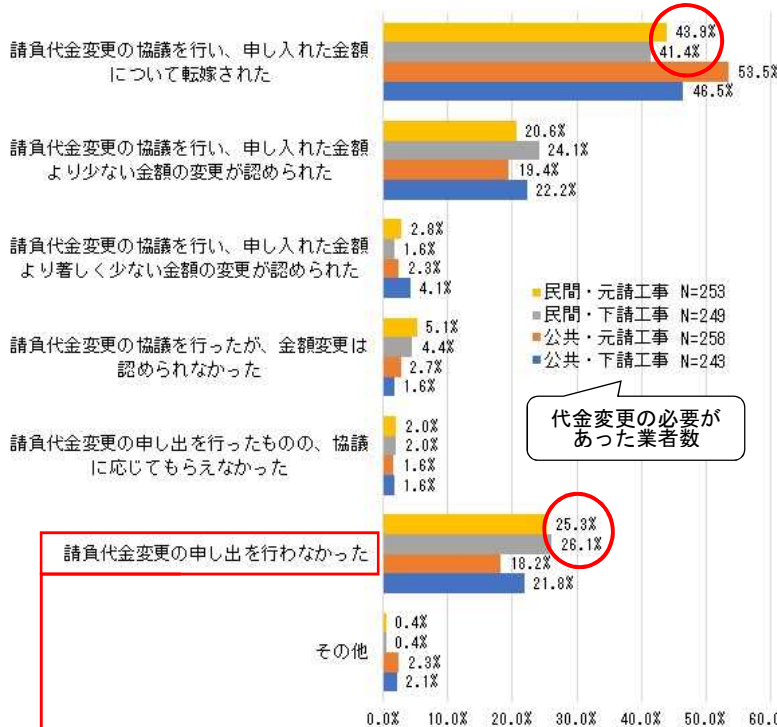


【その他】

- ・作業員の賃金を確保するため、工事価格を増額が必要。
- ・天候に大きく左右される。
- ・民間の駐車場等は従業員のいない休みの土日に依頼が多い。
- ・人員の確保。
- ・関連先行工事の工程に左右されない発注工期の設定。

【価格転嫁の状況(資材等の価格高騰があった場合)】

価格転嫁の状況



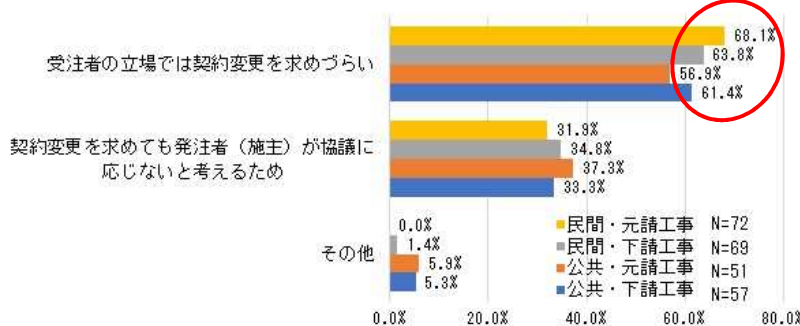
代金変更の必要があった業者数

- 公共工事と比べ、民間工事において、申し入れた金額に変更される割合が低くなっている。
- 公共工事と比べ、民間工事において請負代金の申し出を行わなかった割合が高くなっている。

【その他】

- ・金額変更にならないように見込んで見積作成する。
- ・積算時の金額が反映される。
- ・積算時の金額が反映される。
- ・舗装工事は工期が短く、価格変化の影響が少ない。
- ・現在結果待ち。
- ・等

代金変更の申し出を行わなかった理由



- 代金の申し出を行わなかった理由は、「受注者の立場では契約変更を求めづらい」が高い割合を占めている。

【その他】

- ・少額だったため。
- ・手続きに手間がかかり、費用対効果が少ない。
- ・手続きや書類を準備するのが煩雑。
- ・元請金額が変更増になれば、下請金額も変更増にする。

建設会社の 「働き方」が変わります！

2024(令和6)年4月1日から建設会社にも
時間外労働の上限規制が適用されます。

ポイント1

現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、2024(令和6)年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

ポイント2

また、臨時的な特別の事情(特別条項)があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- **1年間**の時間外労働は**720時間以内**
- **1か月**の時間外労働と休日労働の合計は**100時間未満**(※)
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て**1か月当たり80時間以内**(※)
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**。

✓ 今後このような取り組みが進んでいくものと考えられます。
工事発注の際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

週休2日制の
推進

年次有給休暇
の取得促進

適正な工期の
設定

施工時期の
平準化

適切な賃金
水準の確保

人材確保と
育成など



(※) 災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規定は適用されません。



中小企業に対する月60時間超の 時間外労働の割増賃金率が 引き上げられました！



(令和5年4月1日～)

月60時間超の残業割増賃金率 **大企業、中小企業とも50%**
※中小企業の割増賃金率を上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、「建設業法」で禁止されています。

労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。

下請負人

相談

労働基準
監督署

取次ぎ

国土交通省

調査・指導

元請負人

(※下請取引に限らず、発注者と元請負人との間の取引についても相談の対象となります。)



- ◆ 「働き方改革」の取り組みをサポートするため、労働時間相談・支援コーナーを労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 無料で個別出張相談も受け付けておりますので、お気軽にお近くの労働基準監督署にお問合せください。



受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

建設工事の発注者のみなさまへ

建設業は皆様のパートナー産業です

建設業の働き方改革の推進にご理解とご協力を！

建設業は、住宅、オフィスビル、店舗、工場などの建築や学校、病院などの公共施設の建築、市民生活と経済活動の基盤となる、道路、橋、堤防などの建設やメンテナンス、降雪時の除雪など、地域社会と共生し、地域経済と雇用を支える役割を担っています。

また、近年、頻発化している地震や記録的な豪雨、台風など激甚化している自然災害の発生時には、最前線での応急対応、復旧・復興活動など、安全・安心の確保を担う「地域の守り手」であり、人々の生活基盤を支える、**不可欠な基幹産業**です。

建設業就業者の長時間労働を削減するためには、建設業者の取組だけではなく、**建設工事発注者のご理解とご協力**が必要です。

建設工事の発注者の皆さまにおかれましては、本リーフレットの趣旨をご理解いただき、**適正な工期設定での工事発注をお願いします。**

2024(令和6)年4月1日から

建設業も時間外労働の上限規制が適用されます

2024(令和6)年4月1日以降、建設業における時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

著しく短い工期の請負契約は**禁止**されています

- 建設業法第19条の5において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。
- 建設業法第19条の6第2項において、「建設業者と請負契約（請負代金額が500万円（建築一式工事は1,500万円）以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。」ことが規定されています。
- 時間外労働の上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、**発注者と受注者との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」とであると判断**されます。
- **長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれもあります。**また、**建設業法違反で勧告等**される場合があります。

詳しくは裏面をご確認下さい

◇工期に関する基準

(令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、**建設工事において適正な工期を確保するための基準**

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html



◇発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、**発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るためのガイドライン**

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001493757.pdf>

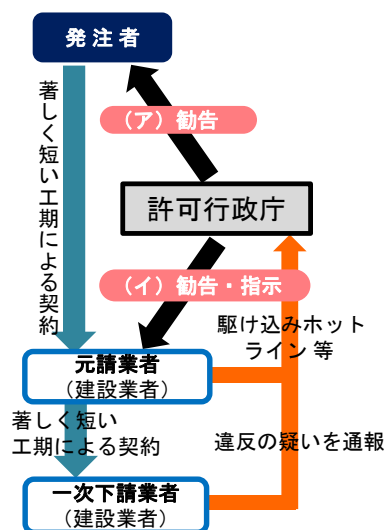


著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）

【建設業法第19条の5違反となるおそれがある行為事例】

- ① 発注者が早期の引渡しを受けるため、受注予定者に対して、一方的に当該建設工事を施工するために通常よりかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする請負契約を締結した場合
- ② 受注予定者が、発注者から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりかなり短い期間を工期とする請負契約を締結した場合
- ③ 受注者の責めに帰さない理由により、当初の請負契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の工事を施工するために通常よりかなり短い期間を工期とする請負契約を締結した場合

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期」とする請負契約を締結した場合、発注者に対し、国土交通大臣又は県知事は必要な勧告を行うことがあります（勧告に従わない場合は公表されることがあります）

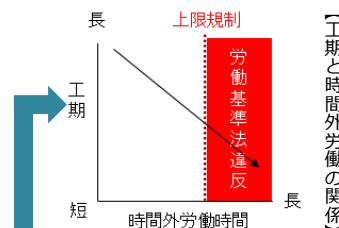


(ア) 国土交通大臣又は県知事は著しく短い工期で契約を締結した**発注者に対して、勧告**を行うことができ、**従わない場合はその旨を公表**することができる。
※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

(イ) 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣又は県知事は建設業法第41条を根拠とする**勧告**や第28条を根拠とする**指示処分**を行う。
※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

- 「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく「**工期に関する基準**」（令和2年7月 中央建設業審議会作成、勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。



「工期が短い」と「時間外労働が長く」なり、上限を超える時間外労働が発生し、労働基準法違反を招くおそれがある

